

議案第56号

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 宅地の項中「90」を「91」に、「100」を「102」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

海岸に係る占用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。